

政令第 号

船舶運航管理令の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十
年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）の一部を次のように
改正する。

第十條第一項中「四号」を「五号」に改め、同項第二十号の次に次の
一号を加える。

二十一 検査用

第二十條第一項第一号中「経済安定本部運輸局長」を「経済安定本部
建設交通局長」に、同項第二号中「物價廳第五部長」を「物價廳第四部
長」に改める。

第二十四條中「運輸省海運總局」を「運輸省海運局」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用す

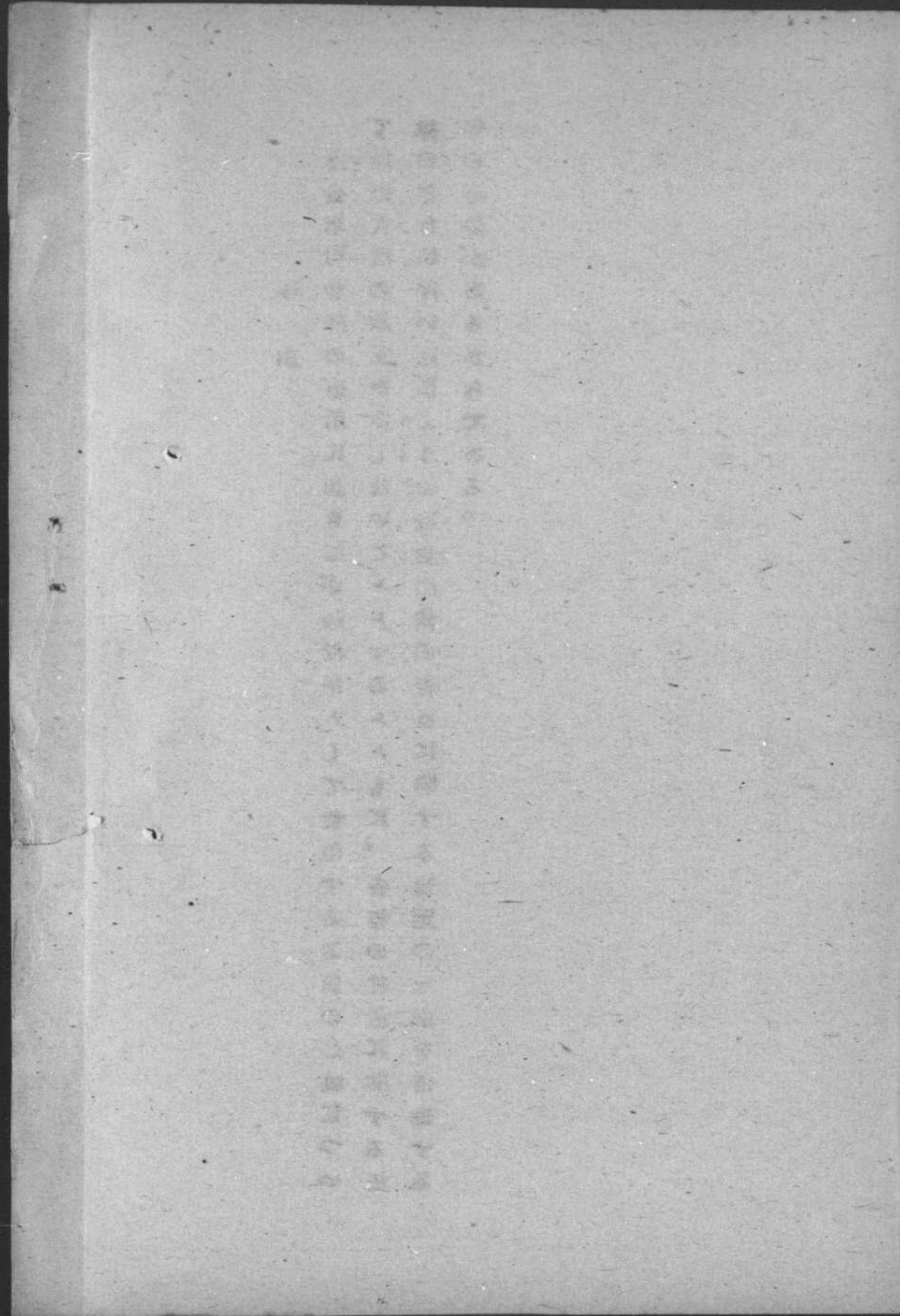
る。

連 輸 大 臣

内 閣 総 理 大 臣

理 由

連合軍司令部の指示に基き國が被爆用として使用する艦艇の運輸について運輸大臣の承認を要しないこととするに、各省の設置に関する法律の施行に伴い期長より、燃料審議会の委員に関する規定の一部を整理する等の必要があるからである。



運輸公報

昭和二十四年
一月二十六日(水曜日)
号外

命令

船舶運航管理令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年一月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二十六号(昭和二十四年一月二十六日官報号外)

船舶運航管理令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

第一章 期間、船契約の締結を要しない船舶

第一節 総トン数百トン以上の鋼製船舶等

(船舶の定義)

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン(総トン数の定めない船については長さ二十五メートル)以上の鋼製の船、撿揚力十五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

(國又は地方公共団体が船舶を使用する場合)

第二條 國又は地方公共団体は、左の各号の一に掲げる用途に適合する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もつばら当該用途にみずから使用するとき限り、これを使用することができ、但し、運輸大臣が船邊輸送のために船名を指定して告示した船舶については、船舶運営会がその運航を統制するものとする。

一 漁業取締用

二 漁業調査用

三 漁業練習用

四 ケーブル敷設用

五 氣象観測用

六 航海練習用

運輸公報

七 汚物処理用

八 引船用

九 救難用

十 しゆんせつ用

十一 砕氷用

十二 海上保安用

十三 鉄道連絡船用

十四 営林局監視船用

十五 起重機船用

十六 パーチ用

2 前項の場合において國又は地方公共団体の当該機関は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用の許可を受けたもの又は貸付を受けたものを除いては、これを使用することができない。

第三條 國又は地方公共団体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、又は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 國又は地方公共団体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているときは、又は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に当該機関が前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

(私人が船舶を使用する場合)

第四條 國又は地方公共団体以外の者(以下私人という)は、左の各号の一に掲げる用途に適合する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もつばら当該用途にみずから使用するとき限り、これを使用することができる。

一 ケーブル敷設用

二 救難用

三 引船用

四 しゆんせつ用

五 汚物処理用

六 ちりすて用

七 パーチ用

八 旅客運送用(運輸大臣が告示で定める範囲のものに限る。)

九 船舶修理工作用

十 起重機船用

十一 浮ドック用

2 前項の場合においては、その者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第五條 私人が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、第二号様式による申請書を提出して、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 私人が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているときは、又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

(変更の報告)

第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡(期間、よう船を含む。以下同じ。)

若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(私人が船舶を漁船として使用する場合)
第七條 私人は、漁船である船舶については、その所有に属するもの又は借受(期間)を有する船舶を含むものを、これを漁船としてみずから使用するときに限り、これを使用することができる。

2 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。
3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

4 第二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。
(経過規定)
第八條 前二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に関しては、船舶がこの政令施行の際現に当該用途に使用されている場合に於ては、当該船舶の使用を開始した日とあるのはこの政令施行の日とする。

第二節 木製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等
第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶、総トン数五トン以上百トン未満の鋼製船舶及び撈揚力十五トン未満の起重機を備へた船舶をいふ。
(準用規定)
第十條 國又は地方公共団体が、船舶を使用するとき

は、第二條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。
第十七 税関監視船舶
十八 水上警察用
十九 海運局雑用
二十 ちりす用
2 私人が、船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用するとき、第四條から第六條まで及び第八條の規定を準用する。
3 私人が、総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用するときは、第七條及び第八條の規定を準用する。
4 前二項の場合においては、第二條から第七條までの規定中「三十日」とあるのは「六十日」と讀み替へるものとする。
5 第一項から第三項までの規定による報告書又は申請書の提出は、これを提出すべき者の主たる事務所所在地を管轄する海運局を経由しなければならない。

(船舶の報告)
第十一條 船舶を所有する私人は、毎年第四号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。但し、前條第二項又は第三項に規定する場合は、この限りでない。
2 前項の報告書の記載事項に変更があつたときは、その事由が発生した日から六十日以内に、その旨を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。
3 前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。
(漁船に関する除外規定)
第十二條 漁船登録規則(昭和二十二年農林省令第五号)が効力を有する間は、漁船である船舶の報告については、前二條の規定を適用せず漁船登録規則により報告書を提出するものとする。
第二章 期間より船契約の締結を要する船舶(期間より船契約)
第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶(國有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許して可しないもの又は貸付をしていないものを除く)でもつばら第二條第一項、第四條第一項又は第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める条件及びよう船舶の形式で貸し渡さなければならない。但し、運輸大臣が船名を指定して告示した船舶は、この限りでない。
2 船舶運営会は、前項の規定による貸渡の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならない。
3 第一項の規定により船舶を船舶運営会に貸し渡す場合においては、航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)第二條の規定は、適用しない。
4 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運営会に貸し渡さなければならない船舶の所有者に対し、同項の期日並びに条件及びよう船舶料をその期日の十日前までに通知しなければならない。
(よう船舶料)
第十四條 前條第一項に規定するよう船舶料については、運輸大臣は、期間より船料審議会の議を経て定めなければならない。
(訴訟)
第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める条件又はよう船舶料に不服がある者は、訴願をすることが出来る。
(裁定)
第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡の条件又はよう船舶料に關し船舶運営会と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の申出により運輸大臣が裁定する。
2 運輸大臣は、前項の裁定をする場合において、よう船舶料に關しては、期間より船料審議会の議を経なければならない。

は、その身分を示す票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
第五章 罰則
第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第五條第一項(第十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者
二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者
二 第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
一 第四條第二項、第六條(これらの規定を第十條第二項において準用する場合を含む。又は第七條第二項若しくは第三項(第十條第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
二 第二十六條第一項の規定に基く当該官吏の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五千円以下の罰金に処する。
第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十七條、第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金を科する。
附則
この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
(様式は四一八頁に掲げる。)

(期間より船契約の解除)
第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運営会に貸渡をしてある船舶の所有者は、第五号様式による申請書を運輸大臣に提出してその承認又は許可を受けなければ、当該船舶に關する期間より船契約を解除することができない。
2 運輸大臣は、前項の船舶がもつばら第二條第一項各号若しくは第四條第一項各号に掲げる用途に使用される場合、私人が前項の船舶をもつばら漁船として使用する場合は、第五條第一項の承認又は許可があつた場合に限り、前項の承認又は許可をすることが出来る。但し、当該船舶に關する期間より船契約が解除されることによつて船舶運営会の事業に支障を生ずる虞がある場合には、運輸大臣は、前項の承認又は許可をすることが出来ない。
第三章 期間より船料審議会の設置
第十八條 運輸省に、期間より船料審議会(以下審議会といふ)を置く。
2 審議会は、第十三條第一項に規定するよう船舶料に關する事項を調査審議する。
3 審議会は、第十三條第一項に規定する条件について、運輸大臣に意見を具申することができる。
(組織)
第十九條 審議会は、委員八人で組織する。
(委員)
第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。
一 經濟安定本部運輸局長の職にある者
二 大藏省主計局長の職にある者
三 物價廳第五部長の職にある者
四 運輸省海運局長の職にある者
五 運輸省海運局長の職にある者
六 船舶運営會理事長の職にある者
七 社團法人日本船主協會を代表する者
八 所有船舶の総トン数を加算した数が五千トンを超えない船舶所有者を代表すると認められる者
九 法律又は經濟に關する學識經驗がある者

2 前項第一号から第六号までに掲げる者のうち欠けた者がある場合には、運輸大臣は、その者に代つてその事務を行つてゐる者を委員に任命し、又は委嘱することが出来る。
(会長)
第二十一條 審議会の会長を置く。
2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱した委員をもつて充てる。
4 会長に事故があるときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名する。
(委員の任期)
第二十二條 第二十條第一項第七号及び第八号に掲げる者につき委嘱した委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。
(議事)
第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、會議を開き、議決をすることが出来ない。
2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(庶務)
第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運總局において処理する。
第四章 雜則
(船舶共有及び一時使用等)
第二十五條 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶管理人を、國有財産法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合においては一時使用を許可された者又は貸付を受けた者、その船舶の所有者とみなし、これらの場合においては、その者にのみ船舶所有者に關する規定を適用する。
(立入検査)
第二十六條 運輸大臣は、この政令を施行するため必要があるときは、当該官吏に船舶所有者若しくは船舶使用者の事務所又は船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 当該官吏が同項の規定により立入検査をするとき

は、その身分を示す票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
第五章 罰則
第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第五條第一項(第十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者
二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者
二 第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
一 第四條第二項、第六條(これらの規定を第十條第二項において準用する場合を含む。又は第七條第二項若しくは第三項(第十條第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
二 第二十六條第一項の規定に基く当該官吏の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五千円以下の罰金に処する。
第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十七條、第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金を科する。
附則
この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
(様式は四一八頁に掲げる。)

農林大臣 周東 英雄
運輸大臣 小澤 重雄
内閣總理大臣 吉田 茂

第二号様式 船舶使用許可(承認)申請書

- A (1) 船名 (2) スカジャツプ番号 (3) 旧船名
- (4) 所有者の住所氏名(名称)
- (5) 使用者の住所氏名(名称)
- (6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船、貨物船の別)
- (7) 船質(鋼製、木製の別)
- (8) 船型 (9) 信号符号
- (10) 船舶番号 (11) 船籍港
- (12) 現在使用中の用途
- (13) 運輸大臣の許可又は承認を受けて使用しようとする用途
- B (14) 船の長さ (15) 船の幅 (16) 船の深さ
- (17) 甲板層の数 (18) 総トン数 (19) 純トン数
- (20) 重量トン数 (21) 航海速力 (22) 最高速力
- (23) 満載きつ水 (24) 軽きつ水 (25) 進水年月
- (26) しゆん工年月 (27) 建造場所 (28) 造船所名
- (29) 乗組員定員
- C (30) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名
- (31) 容積トン数(ばら) (32) 容積トン数(包装) (33) 貨物用冷蔵庫の容積
- (34) カーゴ、ディーブ、タンクの数及び容積 (35) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)
- (36) ハッチの数及び大きさ (37) 軽排水トン数
- (38) デリツク、ブームの数及び力量 (39) ウインチの種類
- (40) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)
- (41) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)
- D (42) 機関の種類及び型式 (43) 機関の製作者
- (44) ボイラーの種類及び型式 (45) 軸馬力
- (46) 推進器の数 (47) 燃料の種類
- (48) 燃料庫の容積 (49) 燃料消費量(一日当り)航海中 (50) 燃料消費量(一日当り)泊中
- (51) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)
- (52) 燃料による航続距離 (53) 養かん水による航続時間
- (54) 送信機の数及び型式 (55) 受信機の数及び型式
- E (56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細
- (57) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法
- (58) 最後の改造年月及び改造要目
- (59) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第 条第 項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

第一号様式

船舶明細報告書

- A (1) 船名 (2) スカジャツプ番号 (3) 旧船名
- (4) 所有者の住所氏名(名称)
- (5) 使用者の住所氏名(名称)
- (6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船の別)
- (7) 用途 (8) 船質(鋼製、木製の別)
- (9) 船型 (10) 信号符号
- (11) 船舶番号 (12) 船籍港
- B (13) 船の長さ (14) 船の幅 (15) 船の深さ
- (16) 甲板層の数 (17) 総トン数 (18) 純トン数
- (19) 重量トン数 (20) 航海速力 (21) 最高速力
- (22) 満載きつ水 (23) 軽きつ水 (24) 進水年月
- (25) しゆん工年月 (26) 建造場所 (27) 造船所名
- (28) 乗組員定員
- C (29) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名
- (30) 容積トン数(ばら) (31) 容積トン数(包装)
- (32) 貨物用冷蔵庫の容積 (33) カーゴ、ディーブ、タンクの数及び容積
- (34) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)
- (35) ハッチの数及び大きさ (36) 軽排水トン数
- (37) デリツク、ブームの数及び力量 (38) ウインチの種類
- (39) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)
- (40) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)
- D (41) 機関の種類及び型式 (42) 機関の製作者
- (43) ボイラーの種類及び型式 (44) 軸馬力 (45) 推進器の数
- (46) 燃料の種類 (47) 燃料庫の容積
- (48) 燃料消費量(一日当り)航海中 (49) 燃料消費量(一日当り)泊中
- (50) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)
- (51) 燃料による航続距離 (52) 養かん水による航続時間
- (53) 送信機の数及び型式 (54) 受信機の数及び型式
- E (55) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細
- (56) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法
- (57) 最後の改造年月及び改造要目
- (58) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第 条第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

5872

船舶に関する変更の報告書

第三号様式

- (1) 船名 _____ (2) スカジャツプ番号 _____ (3) 旧船名 _____
- (4) 所有者の住所氏名(名称) _____
- (5) 使用者の住所氏名(名称) _____
- (6) 船舶の種類(官公署特殊船、私入特殊船、漁船、貨物船の別) _____
- (7) 船質(鋼製、木製の別) _____
- (8) 船型 _____ (9) 信号符字 _____
- (10) 船舶番号 _____ (11) 船籍港 _____
- (12) 変更があつた事項及び変更があつた年月日
 - (a) 構造又は設備を変更したときはその詳細及びその年月日 _____
 - (b) 使用方法(用途の変更又は使用の休止若しくは廃止の場合を含む。)を変更したときはその詳細及び年月日 _____
 - (c) 譲渡、貸渡又は引渡をしたときはその詳細及び年月日 _____
- (13) 船舶の現状 _____

上記の通り船舶運航管理令第 条第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

第四号様式(その一) 百トン以上木船明細報告書

- (1) 船名 _____ (2) 旧船名 _____
- (3) 所有者の住所氏名(名称) _____
- (4) 使用者の住所氏名(名称) _____
- (5) 船舶の種類(汽船、帆船の別) _____ (6) 用途 _____
- (7) 信号符字 _____ (8) 船舶番号 _____
- (9) 船籍港 _____
- (10) 船の長さ _____ (11) 船の幅 _____
- (12) 甲板層の数 _____ (13) 総トン数 _____
- (14) 重量トン数 _____ (15) 航海速度力 _____
- (16) 最高速度力 _____ (17) 満載きつ水 _____
- (18) 離きつ水 _____ (19) 進水年月 _____
- (20) しゅん工年月 _____ (21) 建造場所 _____
- (22) 乗組員定員 _____
- (23) 旅客定員 _____ (24) 容積トン数(ばら) _____
- (25) 容積トン数(包装) _____ (26) 貨物用冷蔵庫の容積 _____
- (27) ハッチの数及び大きさ _____ (28) デリツク、ブーム _____
- (29) 機関の種類 _____ (30) ボイラーの種類 _____
- (31) 軸馬力 _____ (32) 推進器の数 _____
- (33) 燃料の種類 _____ (34) 燃料庫の容積 _____
- (35) 燃料消費量(一時間当り) _____
- (16) 船舶の現状 _____

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

第四号様式(その二) 百トン未満船舶明細報告書

- (1) 船名 _____
- (2) 所有者の住所氏名(名称) _____
- (3) 船舶の種類(汽船、帆船の別) _____ (4) 用途 _____
- (5) 船質(鋼製、木製の別) _____ (6) 信号符字 _____
- (7) 船舶番号 _____ (8) 船籍港 _____
- (9) 船の長さ _____ (10) 総トン数 _____
- (11) 重量トン数 _____ (12) 最高速度力 _____
- (13) 進水年月 _____ (14) 建造場所 _____
- (15) 乗組員定員 _____ (16) 機関の種類 _____
- (17) 機関の製作者 _____ (18) 燃料の種類 _____
- (19) 船舶の現状 _____

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

59/2

- A (1) 船名 _____ (2) スカジャツプ番号 _____ (3) 旧船名 _____
 (4) 所有者の住所氏名(名称) _____
 (5) 使用者の住所氏名(名称) _____
 (6) 船型 _____ (7) 信号符号 _____
 (8) 船舶番号 _____ (9) 船籍港 _____
 (10) 船舶運営会に貸渡をした年月日及び貸渡後現在までの使用状況 _____
 (11) 使用しようとする用途 _____
 (12) 期間よう船契約の解除を必要とする理由につきその詳細 _____
 (13) 第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日 _____
- B (14) 船の長さ _____ (15) 船の幅 _____ (16) 船の深さ _____
 (17) 甲板層の数 _____ (18) 総トン数 _____ (19) 純トン数 _____
 (20) 重量トン数 _____ (21) 航海速力 _____ (22) 最高速力 _____
 (23) 満載きつ水 _____ (24) 軽きつ水 _____ (25) 進水年月 _____
 (26) しゆん工年月 _____ (27) 建造場所 _____
 (28) 造船所名 _____ (29) 乗組員定員 _____
- C (30) 旅客定員 一等 _____ 名 二等 _____ 名 三等 _____ 名
 (31) 容積トン数(はら) _____ (32) 容積トン数(包装) _____
 (33) 貨物用冷蔵庫の容積 _____ (34) カーゴ、ディーブ、タンクの数及び容積 _____
 (35) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合) _____
 (36) ハッチの数及び大きさ _____ (37) 軽排水トン数 _____
 (38) テリレク、ブームの数及び力量 _____ (39) ウインチの種類 _____
 (40) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合) _____
 (41) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合) _____
- D (42) 機関の種類及び型式 _____ (43) 機関の製作者 _____
 (44) ボイラーの種類及び型式 _____ (45) 軸馬力 _____
 (46) 推進器の数 _____ (47) 燃料の種類 _____
 (48) 燃料庫の容積 _____ (49) 燃料消費量(一日当り)航海中 _____ てい泊中 _____
 (50) 養かん水容量 _____ (51) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り) _____
 (52) 燃料による航続距離 _____ (53) 養かん水による航続時間 _____
 (54) 送信機の数及び型式 _____ (55) 受信機の数及び型式 _____
- E (56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細 _____
 (57) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法 _____
 (58) 最後の改造年月及び改造要目 _____
 (59) 船舶の現状 _____

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿